

3 1 答 申 第 5 号  
平成 3 1 年 4 月 2 3 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 武 藤 知 之

## 答 申 書

平成 3 1 年 4 月 8 日付け 3 1 家第 4 6 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 諮問事項

「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の支給業務において、必要な児童扶養手当の受給者の情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）について

【子ども未来部家庭子ども相談課】

#### 2 審議会の意見

「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の支給業務において、必要な児童扶養手当の受給者の情報を目的外利用することについては、公益上の必要性がある。